

お 知 ら せ

パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度」（平成 29 年 7 月）の 10 ページに掲載している「軽減税率対策補助金」については、補助金の補助事業の完了期限・申請受付期限が、以下のとおり変更となりました。
詳しくは、下記の「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

消費税軽減税率対策補助金の期限を延長します

消費税の軽減税率制度は、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から実施されます。

中小企業・小規模事業者の方々に軽減税率実施への対応を円滑に、かつ早めに進めていただくため、平成 30 年 1 月 31 日を期限として軽減税率対策補助金の申請受付を行ってきましたが、今後も円滑な導入を進めるため、以下のとおり変更します。

(現 行) 平成 30 年 1 月 31 日までに申請



(変更後) 平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までに事業完了（※）

（※）複数税率対応レジおよびレジシステムの導入または改修を終え、支払いを完了

平成 31 年（2019 年）12 月 16 日までに申請

なお、B-1 型（受発注システムの改修）については、平成 31 年（2019 年）6 月 28 日までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までに、受発注システムの改修・入替を完了（支払いの完了を含む）してください。そして、すべての支払いが完了した後、平成 31 年（2019 年）12 月 16 日までに事業完了報告書を提出してください。

【参考】

「消費税軽減税率対策補助金」とは、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度です。詳細は、下記の軽減税率対策補助金のページをご覧ください。

軽減税率対策補助金ホームページ：<http://kzt-hojo.jp/>

【本件に関するお問い合わせ先】

委託先： 軽減税率対策補助金事務局

受付時間： 09:00～17:00（土日、祝日除く）

電話： 0570-081-222

03-6627-1317（IP 電話専用）